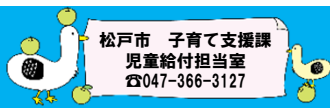


# 高校へ行くための奨学金・貸付金等一覧

◆ 2023年12月現在の各制度のホームページ等の情報をもとに作成しているため、今後各制度内容が変更される場合があります。制度の詳細は、必ず各制度の窓口等にお問合せください。  
 ◆ 掲載されている制度以外にも、**高校が独自に奨学金制度を行っている場合**や、各金融機関が行っている教育ローン等がありますので、ご確認ください。



## 高校の年間費用 ※あくまで目安です

【全日制】		公立	私立
入学金等		5,650円	30~50万円
学校教育費	授業料	5万2千円	28万8千円
	修学旅行・遠足・見学費	2万円	2万7千円
	学校納付金等	3万3千円	11万6千円
	図書・学用品・実習材料費等	5万3千円	6万4千円
	教科外活動費・通学関係費等	13万6千円	18万3千円
小計		29万4千円	67万8千円
学校外活動費（塾代等）		20万2千円	30万5千円
年間必要額		49万6千円	98万3千円

【出典：令和3年度 文部科学省「子供の学習費調査」等 千円未満四捨五入】

## 各種貸付金（返済が必要です！） ※詳細は、実施団体へお問合せください。

制度名	高等学校 入学資金貸付	千葉県 奨学資金貸付	生活福祉資金 (教育支援資金)	国の教育ローン	母子・父子・ 寡婦福祉資金	あしなが 奨学金	交通遺児 育英会奨学金
問合せ先	松戸市 児童給付担当室 ☎047-366-3127	千葉県 財務課 育英班 ☎043-223-4027	社会福祉法人 松戸市 社会福祉協議会 ☎047-368-0912	株式会社 日本政策金融公庫 ☎0570-008656 ☎03-5321-8656	松戸市 子育て支援課 ☎047-366-7347	一般財団法人 あしなが育英会 ☎0120-77-8565	公益財団法人 交通遺児育英会 ☎0120-521-286 ☎03-3556-0773
貸付対象者	就学する子どもの 保護者	就学する子ども	就学する子ども	就学する子どもの 保護者	母子家庭の母または 父子家庭の父	遺児家庭の子ども ：保護者等が病気 や災害（交通事故 を除く）等で死亡、 又は著しい障害を 負っている家庭の 子ども	遺児家庭の子ども ：保護者等が道路 における交通事故 で死亡したり、著 しい後遺障害のた め働けなくなった 家庭の子ども
貸付額 (入学支 度金)	【公立】 16万円以内 【私立】 30万円以内 【併願】21万円 以内※入学延納金 が未返金時のみ	—	50万円以内	※下記に含まれる	就学支度資金（自 宅通学の場合） 【公立】 15万円以内 【私立】 41万円以内	私立高校入学のみ 一時金：30万円 ※募集人数に限り 有り	20万円 40万円 60万円 の中から選択 ※入学支度金のみの 利用は不可
貸付額 (就学資 金等)	—	【自宅通学】月額 1・2・3万円 (私立のみ) 【自宅外通学】月 額：1.5・2.5、 3.5万円(私立 のみ)の中から選 択	月額3.5万円以 内	融資限度額 ：子ども一人あた り350万円以内 ※一定の要件に該 当する場合は、 450万円以内	修学資金（自宅通 学の場合） 【公立】月額 2万7千円以内 【私立】月額 4万5千円以内	【公立・私立とも】 月額3万円(給 付)	月額2万円 月額3万円 月額4万円 の中から選択
各種貸付 条件等	保護者の 所得上限額有り	保護者の 所得上限額有り	保護者の 所得上限額有り	保護者の 所得上限額有り	—	保護者の 所得上限額有り	保護者の 所得上限額有り
連帯保証 人の有無	1人必要 ※独立して生計を 営む人	2人必要 ※連帯保証人(親 権者)と保証人 (別生計の成年者)	原則不要 ※世帯内で連帯借 受人が必要。	1人必要又は(公 財)教育資金融資 保証基金による保 証 ※別途保証料 が必要	原則不要 ※収入状況による ※子どもが連帯借 受人になることが 必要	1人必要 ※保護者可	1人必要 ※保護者可
貸付利率	無利子	無利子	無利子	有利子 (固定金利)	無利子	無利子	無利子
他奨学金 との併用	併用可能	母子・父子・寡婦 福祉資金(就学資 金)との併用不可	他制度優先	併用可能	併用可能 ※ただし、一部併 用不可の場合有り	併用可能	併用可能

## 国・千葉県の奨学金等（返済が不要です！）

【概要】**授業料相当額を受給**できる制度 ※学校受取り 【要件】所得要件有り  
 【対象】公立・私立学校に通う生徒 【申請】要申請：入学時に学校から案内有り  
 【金額】公立：118,800円(年額)、私立：申請：所得に応じた額  
 【問合せ】公立：千葉県 財務課 ☎043-223-4094 私立：千葉県 学事課 ☎043-223-2155



家計急変支援



家計急変事由に該当し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した世帯を対象に、授業料を減額又は免除する制度があります。詳細は、在学校へお問合せください。

### 【公立】

【概要】**授業料以外の教育費負担を軽減**するための給付金  
 【対象】公立高等学校等に通う生徒  
 【要件】所得要件有り  
 【金額】生徒等一人につき年額32,300円~143,700円  
 【申請】在学する学校へ申請  
 【問合せ】千葉県財務課 育英班 ☎043-223-4027



家計急変



### 【私立】

【概要】**授業料以外の教育費負担を軽減**するための給付金  
 【対象】私立高等学校等に通う生徒  
 【要件】所得要件有り  
 【金額】生徒等一人につき年額52,600円~152,000円  
 【申請】在学する学校へ申請  
 【問合せ】千葉県 学事課 ☎043-223-2155



家計急変



学校や各実施団体等へご相談の上、必要書類を取り揃えて、申請してください。申請期限等にご注意ください！

申請方法	申請期限有り 要項配布：12月 申請：1~3月上旬 ※児童給付担当室に提出又は郵送	申請期限有り ※在学している学校に申請（中学3年生時の事前応募有り）	随時受付	随時受付 ※申請から貸付の決定まで概ね2~3か月程度	随時受付 ※申請から貸付の決定まで概ね2~3か月程度	申請期限有り ※あしなが育英会へ直接郵送	申請期限有り ※交通遺児育英会へ直接郵送（中学3年生時の事前応募有り）
------	--	---------------------------------------	------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------	--

QRコード →ホームページ							
------------------	--	--	--	--	--	--	--

高等学校等  
就学支援金

高校生等  
奨学給付金

千葉県内私立  
入学金軽減

千葉県内私立  
授業料減免

